

千曲市教育支援委員会要綱の一部を改正する告示について

教育総務課

千曲市教育支援委員会要綱（平成25年千曲市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「係わる」を「関わる」に改め、第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第3条に次の1項を加える。

4 教育委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員の代理として、委員会に出席することができる。

附 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市教育支援委員会要綱
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
<p><u>提案理由</u></p> <p>特別支援学級（知的障害）に在籍している児童又は生徒については、校内教育支援委員会で判断ができるため、一部文言の削除を行いたい。 また、委員の負担軽減のため、一部文言の追加を行いたい。</p>	

千曲市教育支援委員会要綱（平成25年千曲市教育委員会告示第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（任務）</p> <p>第2条 委員会は、千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる者の障害の種類及び程度の判断並びに教育支援に<u>係わる</u>調査指導を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 特別支援学級（知的障害）に在籍している児童又は生徒のうち、校長が通常の学級の教育を受けることが適当であると認めた者</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（任務）</p> <p>第2条 委員会は、千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる者の障害の種類及び程度の判断並びに教育支援に<u>関わる</u>調査指導を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 教育委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員の代理として、委員会に出席することができる。</u></p>